

麻薬施用者・管理者免許の継続申請手続きを行わない方へ

麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない場合には、以下の手続きが必要になります。

- ・ 免許の有効期間満了後に取扱いを中止する場合 → **免許証返納届**
- ・ 免許の有効期間内に麻薬の取扱いを中止する場合 → **業務廃止届**

また、その他に所有している麻薬の有無の届出等、必要な手続きがあるのでご案内します。

1 麻薬施用者免許

① 麻薬施用者本人が行う手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬施用者免許証返納（廃止）届 ※麻薬施用者免許証添付	麻薬診療施設の所在地を管轄する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了してから（取扱いをやめた日から）15日以内	麻薬診療施設に他に施用者がいない場合は、麻薬所有届等の手続きが必要（ <u>下記②麻薬診療施設の開設者の項目参照</u> ）

② 麻薬診療施設の開設者が行う手続き

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬診療施設の開設者等へ譲渡する（表※1参照）か、麻薬廃棄届（表※2参照）を提出の上、麻薬を廃棄しなければなりません。50日を過ぎて麻薬を所持していた場合、不法所持となります。

なお、麻薬診療施設（病院・診療所・動物病院等）に、①の手続きを行う麻薬施用者以外の麻薬施用者がいる場合は不要です。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	麻薬診療施設の所在地を管轄する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了してから（取扱いをやめた日から）15日以内	麻薬の所有がない場合も「所有なし」として届出が必要
※1 麻薬譲渡届	麻薬診療施設の所在地を管轄する保健所等の窓口	譲渡の日から15日以内 （譲渡可能期間： <u>事由が発生した日から50日以内</u> ）	麻薬を譲渡した場合に届出が必要
※2 麻薬廃棄届	○麻薬診療施設の所在地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

2 麻薬管理者免許

従来、麻薬施用者が複数名いたため麻薬管理者を置いていた麻薬診療施設において、引き続き麻薬施用者免許を保有する方が一名のみとなる場合には、麻薬管理者を廃止することができます。

免許証の有効期間が満了してから15日以内に、麻薬管理者免許証返納届に麻薬管理者免許証を添付の上、麻薬診療施設の所在地を管轄する保健所等の窓口へ提出してください。

※申請窓口は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」内の「申請（届出）窓口一覧」をご確認ください。

（問合せ先）

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
薬物対策グループ
電話 045-210-4964（直通）

